

○諏訪市広告マット設置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、諏訪市役所本庁舎に広告入り足拭きマット（以下「広告マット」という。）を設置することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(広告マットの規格等)

第2条 広告マットの設置場所、規格、維持管理その他広告マットに係る条件は、市長が別に定める。

2 広告マットを設置する期間は、1月を単位として、市長が定めた期間とする。

(広告マットを設置する者の募集)

第3条 広告マットを設置する者の募集は、広報すわ及び市ホームページへの募集記事の掲載その他の方法により行うものとする。

(広告マット設置の申込み)

第4条 広告マット設置の申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、市長が別に定める日までに次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 諏訪市広告マット設置申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）
- (2) 掲載しようとする広告の原稿案
- (3) 申込者の事業内容等が記載された書類
- (4) 広告主の事業内容等が記載された書類
- (5) 設置者の市税に係る納税証明書
- (6) 広告主の市税に係る納税証明書

(広告掲載の基準)

第5条 次のいずれかに該当する広告は、広告マットに掲載することができない。

- (1) 法令等又は市の条例等の規定に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 市の景観を損ない、又は美観風致を害するおそれのあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの又はこれに類似するもの（以下これらを「風俗営業等」という。）
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (8) その他広告マットに掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(申込者及び広告主の制限)

第6条 次いずれかに該当する者は、申込者及び広告主となることができない。

- (1) 市税に未納のある者
- (2) 風俗営業等を行う者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - ウ 暴力団関係者（諏訪市暴力団排除条例（平成24年諏訪市条例第20号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定がなされ、再生手続終結の決定がなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定がなされ、更生手続終結の決定がなされていない者
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、又は行政指導に対する改善がなされていない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと市長が認める者

(広告マット設置の決定等)

第7条 市長は、第4条の規定による申込みを受けたときは、第5条及び第6条に規定する要件について審査した上で広告マットの設置の可否を決定し、その結果を諏訪市広告マット設置決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）が第5条に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、前項の規定による決定後であっても申込者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

3 広告マット設置可能枚数を超える応募があったときは、次に掲げる順位により広告マット設置の決定を行うこととし、当該順位も同一にあるものについては、抽選により決定するものとする。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体、公益法人及びこれらに類する者に係る広告
- (2) 民間企業等であって、公共性の高いものに係る広告
- (3) 民間企業等であって、市内に事業所、支店、営業所等を有するものに係る広告
- (4) 前3号に掲げる広告以外のもの

4 第1項の規定により、広告マット設置の決定通知を受けた者（以下「設置者」という。）は、広告マット設置に関する協定書を市と締結するとともに、諏訪市庁舎管理規則（昭和43年諏訪市規則第15号）第6条第1項の規定により、市長の許可を受けなければならない。

(事前協議)

第8条 設置者は、広告の内容等に関して事前に市長と協議しなければならない。

(広告料)

第9条 広告料は、市長が別に定める。

2 設置者は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告料を一括して市に納入しなければならない。

(広告マットの製作等)

第10条 広告マットの製作、設置、維持管理及び撤去は、設置者の責任において行い、その費用は全て設置者が負担するものとする。

2 設置者は、広告マットの設置又は撤去を行おうとするときは、諏訪市役所本庁舎の用途及び運用に支障が生じないよう、市長と協議の上、日程及び工程を決定し、市長の指示に従って行うものとする。

(広告マットの修復)

第11条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告マット設置の期間中に市の責めにおいて広告マットが毀損し、又は破損したときは、市が経費を負担して当該広告マットの修復を行うものとする。

2 経年に起因する広告マットの色あせ等の劣化については、市が経費を負担する修復の対象としないものとする。

(広告マット設置の取消し)

第12条 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告マット設置の決定を取り消し、直ちに広告マットの設置を取りやめることができるものとする。この場合において、当該広告マットの設置の取りやめにより設置者に生じた損害については、市はその損害を賠償しないこととする。

- (1) 災害その他のやむを得ない事由により、広告マット設置ができなくなったとき。
 - (2) 災害その他のやむを得ない事由により、市が設置場所を利用する必要が生じたとき。
 - (3) 市が指定する期日までに広告料が納付されないとき。
 - (4) 市が指定する期日までに広告マットの原稿案が提出されないとき。
 - (5) その他広告マット設置に支障があると市長が認めるとき。
- 2 前項の規定により広告マット設置の決定を取り消したときは、その旨を設置者に通知するものとする。

(広告マット設置の取りやめ)

第13条 設置者は、広告マットの設置期間中において、広告マットの設置を取りやめようとする場合は、事前に、その旨を市長に申し出なければならない。

(広告マットの撤去)

第14条 広告マット設置の決定の取り消しがなされた場合又は設置者が広告マット設置を取りやめた場合であって、当該決定に係る広告マット設置を既に行っているときは、設置者は、当該広告マットを撤去しなければならない。

(広告内容の変更)

第15条 設置者は、広告マット設置の期間中に、当該広告マットの内容を変更しようとするときは、市長の審査を受け、その承諾を得なければならない。

(広告料の還付)

第16条 既に納付された広告料等は、還付しないものとする。ただし、第12条第1号及び第2号を除くほか、市の責めに帰すべき事由により広告マットの設置ができなかつた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告料は、納付された広告料から広告マットを設置した期間（1月に満たないときは1月）を差し引いた額を月割で還付するものとする。この場合において、返還額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 前項の規定により返還する広告料には利子を付さない。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年5月25日から施行する。